

## 冬季観光コンテンツ造成補助金交付要綱

令和4年6月21日 観光・MICE担当局長決裁  
(最終改正 令和7年8月8日)

### (目的)

第1条 この要綱は、冬の札幌でしか体験できない特別感のあるコンテンツの充実により観光客の誘致促進や満足度向上を図るため、札幌市の冬季観光の振興において一層の効果が期待される事業に関し、その経費の一部を補助金として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「団体」とは、5人以上の構成員を有し、自主的かつ自発的な運営を行っている組織で、定款、規約又は会則等の定めにより活動を実施している組織をいう。
- (2) 「コンソーシアム」とは、事業を行う際に、目標達成のために、複数の法人、団体が連携し事業を実施する形態をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることのできる者は、補助対象事業を実施する法人、団体又はコンソーシアムで、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

なお、コンソーシアムにおいてはすべての構成団体が要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (5) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (6) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
- (7) 今後、上記(1)～(6)に該当しなくなったときは、遅滞なく報告すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業とする。

- (1) 冬季における札幌市の観光客の誘致促進や満足度の向上に加えて、周遊促進や観光消費拡大を目的とした、スノーリゾートとしてのブランド化に資することが期待できる事業であること。
- (2) 新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- (3) 観光客を主なターゲットとする事業であること。
- (4) 札幌市内の冬季の観光事業への波及効果が期待できる事業であること。
- (5) 一過性の事業ではなく、本補助の活用後、事業の自走可能性があること。
- (6) 事業計画、資金計画が具体化されていること。
- (7) 実施にあたって必要な能力や資格を有する事業者が行う事業であること。
- (8) 札幌市の他の事業及び国や北海道など他の公共的団体等による補助等を受けていない事業であること。
- (9) 申請のあった日の属する札幌市の会計年度の末日までに終了する事業であること。

(補助対象経費)

第5条 要綱に定める補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 観光資源を活用した観光コンテンツの造成・実施に係る経費
- (2) 備品の購入・設備の導入・工事等に係る経費（コンテンツに直接用いるものに限る。）
- (3) 販路基盤整備・プロモーションに係る経費
- (4) その他、札幌市が特に認める経費

(消費税の扱い)

第6条 消費税及び地方消費税は、補助対象に含まれないが、次の各号に掲げる補助事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内とし、1事業につき500万円を上限とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から補助対象事業を実施する札幌市の会計年度の属する3月末日までとする。

(交付申請)

第9条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める関係書類を市長に申請するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 事業収支予算書(様式3)
- (4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書、又は定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成の分かるもの
- (5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

2 この要綱による補助金の交付を受けようとする者のうち、コンソーシアムの場合は前項に定める関係書類に加え、コンソーシアム構成書(様式1の別紙)を添付するものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合には、速やかに別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは、補助金交付決定通知書(様式4)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の条件)

第11条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定後、事業の内容又は補助対象経費の内容等に変更があるときは、あらかじめ報告し、その指示に従うこと。
- (2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (4) 事業終了後、この要綱第13条に定める期日までに、同条に定める関係書類を提出すること。

(5) 補助決定を受けた申請者は、補助決定日の属する年度の4月1日から起算して3年間、事業の活用方法や活動内容等を、各年度の3月31日までに、事業実績報告書(様式8)により市長に報告すること。ただし、やむを得ない事情が生じた時は、別途市長と協議すること。

2 市長は、前項の各号のほか、必要に応じて条件を追加することができる。

(補助事業内容等の変更承認)

第12条 前条及び前々条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書(様式5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、事業内容変更等承認通知書(様式6)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する札幌市の会計年度の3月末日までのうち、いずれか早い日までに次の各号に定める関係書類を市長に提出するものとする。

(1) 事業完了報告書(様式7)

(2) 事業実績報告書(様式8)

(3) 事業収支決算書(様式9)

(4) 補助金の振込先口座情報(金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義)がわかる書類(通帳写し等)

(5) その他、市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の事業完了報告書を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式10)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、原則として精算払いとする。ただし、事業の性質上その事業の終了前に交付することが必要と認められるときは、第10条の交付決定後、補助事業者から

の申出により、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算で補助金の交付を受けたときは、前条の規定による通知を受けた後、札幌市会計規則（昭和 39 年規則第 18 号）の定めるところにより、その精算をしなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な場合は、条件を付して補助金の交付を行うことができるものとする。

#### （補助金の交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 前条第 1 項ただし書きの規定により概算で交付を受けた補助金を、補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
  - (4) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において、札幌市の他の事業又は国や北海道など他の公共的団体による補助等による財政的支援を受けた場合
  - (5) 前 4 号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、すでに当該取消に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### （補助金の減額）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定額の全部又は一部を減額し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が、事業期間内に補助対象となった観光コンテンツの造成・販売等に要した総費用（補助対象として申請しなかった経費や補助対象外経費等を含む。）に対して、当該補助対象となった観光コンテンツが直接的に生み出した売上（当該コンテンツに付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった当該コンテンツの寄与分に限る。）が上回った場合。ただし、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から 500 万円を上限として減額するこ

ととする。

(2) その他、市長が補助金の減額を適当と認める場合

(実施状況の調査等)

第 18 条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は、事業の実施状況の調査、その実施状況に関する報告の聴取又は必要に応じて行う助言、指導等により補助金の執行が適正かつ効果的に行われるよう配慮しなければならない。

3 市長は、前項の調査及び報告により補助金の執行が交付決定の内容又はこれに付す条件に従って執行されていないと認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、申請者に対し、補助金が適正に執行されるよう指示しなければならない。

4 市長は、申請者が前項の指示に従わないときは、交付決定の通知に基づき、補助の取消し又はその決定額の減額の措置をとらなければならない。この場合、その理由等を明らかにして申請者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産で補助事業により取得又は効用が増加したもの（以下「取得財産等」という。）について、備品台帳（様式 11）に基づきその台帳を設け、保管状況を明らかにしておかななければならない。また、台帳は補助事業の完了日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等については、補助事業の完了の年の翌年から起算して 5 年以内、又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間のいずれか早い日までに、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の物に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(書類の整備)

第 20 条 補助金の交付を受けた企業等は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、支払いを証する書類を添付した上で、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施期間及び前項に定める期間において、市長から要請を受けたときは、補助金に係る書類の全部又は一部の写しを速やかに提出しなければならない。

(書類の検査)

第 21 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができるものとする。

(成果の発表等)

第 22 条 補助事業者は、市長が補助金による事業の成果を求めたときは、これにより協力するものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めのない事項は、観光・MICE 担当局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 4 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 7 年 8 月 8 日から施行する。